



愛知縣の道路に就て (四)

山口 十 郎

道路改良の現況

一、道路改良計畫の沿革及概要

本縣に於ける道路の改良は夙に之が計畫を樹て實施し來りたるものにして大正八年道路法制定以來の計畫は

一、六府縣改良費

大正八年度より十箇年繼續事業

總經費 六十六萬圓

改良延長 二十八杆

一、國道舊府縣道改良費

大正十年度より三十箇年繼續事業

總經費 四千七百七十五萬圓

改良延長 一千五百五十杆

外に大正十二年四月郡制廢止の際認定による所謂新府縣

道延長一千八百四十五杆餘に對し毎年度限り豫算として

大正十四年度 四十萬圓

昭和元年度 五十五萬圓

昭和二年度 五十五萬圓

一箇年平均 五十萬圓

以上の三經費（支出總額七百一十一萬三千圓）により事業を執行し昭和二年度迄に左記の如く延長約百九十八料の改良を了しました。

六府縣道改良 二十八料

國道及舊府縣道改良 九十九料

新府縣道改良 七十一料

然るに右の如く數個の豫算を以て脈絡相關聯する國府縣道の改良を爲すは不合理であり且つ實施上不便あるのみならず特に新府縣道に在りては其の豫算は毎年度限りにて一定の計畫の下に事業を進捗し得ざりし感がありまして大正十四年度の縣會に於ても意見書を提出せられたる實情にして道路の改良の如きは最も必須の緊急事業と認めらるるを以て統轄したる一定の改良計畫を樹立するの必要あるに鑑み既定の十箇年及三十箇年繼續費を更新し

一、昭和三年度より二十箇年繼續 昭和二十二年度迄
 （現在昭和三年度より二十八箇年繼續 昭和三十年年度迄に變更）

一、總經費 六千萬圓

右の豫算に依り工事施行上必要に應じ次年度以降支出額に涉り三箇年以内に限り縣の義務負擔となるべき工事執行に關する契約を締結し得るの決議を経たのであります。而して道路の幅員其他の規格に就ては道路構造令の規定に準據し將來の交通狀勢をも案じ併せて縣財政の實狀に鑑み既に改良済の箇所にして幅員四米五十糎未滿のものに在りては局部改築待避所の施設を爲すの程度に止め尙橋梁三千五百餘は渡船場十六箇所と共に原則としては永久的構造に依るを理想とするも改良上比較的多額の經費を要するが故に内十五箇所は交通の狀勢に鑑み之を木橋又は吊橋の計畫となすを寧ろ適當と認め又他縣との境界に係る木曾川及長良川筋の渡船に就ては三箇所架橋に止め他は相當商議の上適當の時機に於て措置する方針の下に左の如く改良計畫を樹

たのであります。

計畫幅員	延長		工費
	米	軒	
一四・五〇以上	三一・〇〇	七百萬圓	
一一・〇〇	八六・〇〇	六百萬圓	
九・〇〇	四三・〇〇	四百萬圓	
七・三〇	三二二・〇〇	一千百萬圓	
六・三五	一〇二・〇〇	二百萬圓	
五・五〇	六七五・〇〇	一千二百萬圓	
四・五〇	九三八・五〇	一千五百萬圓	
局部改善待避所施設	八七一・五〇	三百萬圓	
合計	三、〇六九・〇〇	六千萬圓	

以上の通にして改良すべき路線延長二、一九七、五軒局部

國府縣道繼續工費總括表 (昭和十一年度末現在)

路種別	改良計畫		昭和三十二年		昭和三十二年		備考	
	延長	費	延長	費	延長	費		
國道	二〇六・五五	七、八三二・七	二、四〇八・六六	四、三三七・〇六	九、一五五・六六	七、七九一・〇〇	既改善、要改善	
指定府縣道	四四、四九三	一、五五〇、〇三三・七	三、三九七、九〇〇・六	一、三三三、一〇六・〇〇	五、一六二、一〇七・九	八、九〇〇、九一〇・〇〇	三、六六五、六二・五	

て改善待避所施設路線延長八七一、五軒を併せて合計三、〇六九軒を算し即ち計畫當時に於ける路線延長三、二六七軒の内より改良済一九八軒を控除したるものでありまして、昭和三年八月以降認定に係る路線延長六二〇軒の改良計畫を之に包容せしむるに於ては本縣管内の主要道路網の構成は完全に近きものと考へられるのであります。

二、道路現在進行狀況

昭和三年度より前述の大改良計畫に基き夫々關係地元市町村より敷地或は材料の寄附を受け又は受益者負擔の意味に於て敷地を時價より安價に買収する等の方法を以て事業の進行に協力を求め着々進捗して居るのであります昭和十一年度末現在の進行狀況は左表の通りであります。

一般府縣道	一、六〇三、九四〇	四、九二一、二六〇	一、二四八、八〇三・九七	三、〇〇三、八七〇・〇〇	八、八二九、九四三・九四	三、三九八、六四〇・〇六	三、元・六	七〇・元
局部改築及 待遊所設置	八七四、二六二	七、八八六・〇〇	八、〇〇三、三三〇・〇〇	三、一三三、四八二・〇〇	一、六六七、七九八・八四	一、四四四、四三三・〇六	五、八八	四六・三
合 計	三、〇六八、〇〇四	七、三三六、二九七・五	二、三三三、九四三・七五	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	一〇、四九六、七四一・五三	三、元、九三三、一三三・四六	三、三・四三	六六・三

而して事業費二千六萬八千八百餘圓延長七百三十七軒餘
即ち本改良計畫に對して事業費に於て三十三%餘延長に於
て二十四%の進捗歩合を示して居ります。

三、結 言

之を要するに昭和三年度より昭和三十年度に至る二十八
箇年繼續六千萬圓大道路改良計畫を第一期第二期第三期に
大別致しますならば

- 第一期 昭和三年度より昭和十二年度に至る十ヶ年
- 第二期 昭和十三年度より昭和二十二年年度に至る十ヶ年
- 第三期 昭和二十三年度より昭和三十年年度に至る八ヶ年

と考へられるのであります。即ち第一期に於ては前數個
の改良計畫の整備と本改良計畫の基礎並に根幹を爲すべき
部分の改良期と言ふべく第二期に於ては改良計畫の最も著

しき効果を擧ぐべき重要な改良期と言ふべく而して第三
期に於ては本改良計畫の仕上げ即ち整備期にして同時に時
代の進運と共に異狀なる進展を爲す交通機關に對應し次の
改良計畫を樹立すべき準備期と言ふべきであります。而し
て本計畫の進捗現況は此の第一期の將に終らんとし愈々第
二期に入らんとする時期にして本縣道路改良の上に益々光
彩を添へんとするものであります。(おはり)

光 行

鈴鹿山さしてふるさとおもひねの

ゆめ路のすゑに都をぞとふ

立寄らば陰ふむばかり近けれど

誰れか勿來の關をすゑけん

小八條御息所